

広告景観推進協力員設置要綱

(総則)

第1条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。第4条において「法」という。）及び横須賀市屋外広告物条例（平成12年横須賀市条例第96号。第4条において「条例」という。）の規定に基づき、違反広告物等の除却等を市と協力して行い、本市内の広告景観の向上を図るため、本市に広告景観推進協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(協力員)

第2条 協力員の登録を受けることができる者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市長が行う講習会の課程を修了していること。
- (2) 違反広告物の除去等について理解と熱意を有していること。
- 2 協力員として登録を受けようとする者は、氏名、住所、講習会の受講履歴等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請をした者が第1項の要件に該当しない場合を除くほか、当該申請をした者を協力員登録簿に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第3条 協力員の登録の有効期間は、2年以内とする。

- 2 前項の登録の有効期間の満了後引き続き協力員として登録を受けようとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 3 第2条の規定は、更新の登録について準用する。

(職務)

第4条 協力員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 法第7条第4項に規定する広告物又は掲出物件の除却
- (2) 条例第22条に規定する指導に関する補助

(登録の取消し)

第5条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力員の登録を取り消すことができる。

- (1) 協力員から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 協力員として、ふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 心身の障害のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めるとき。
- (4) その他市長が協力員として適当でないと認めたとき。

(その他の事項)

第 6 条 この要綱の施行について必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。